

同志社大学政法会神戸支部会則

(名 称)

第1条 本会は、同志社大学政法会神戸支部と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務局を兵庫県内に置く。

(目 的)

第3条 本会は政法会支部規則に基づき、支部会員の親睦と啓蒙を図るとともに、同志社大学法学部及び大学院法学研究科の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 支部会員の相互の親睦と啓蒙を図る事業
- (2) 支部会員名簿整備事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の資格)

第5条 本会は、同志社大学政法会会員で神戸市内及びその近郊に在住あるいは、在籍する者とする。

(会 費)

第6条 会員は支部会費として年に2,000円を納入しなければならない。

(役 員)

第7条 本会は次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 委 員 10名程度
- (4) 監 査 2名程度
- (5) 相談役 若干名

(役員の選任)

第8条 支部長、委員および監査は支部総会において支部会員の中から選任する。

- 2 副支部長は委員の中から支部長が任命する。
- 3 事務局長は委員の中から支部長が任命する。
- 4 相談役は支部総会において学識経験者である支部会員の中から選任する。

(役員の職務)

第9条 支部長は、支部の会務を統括し、本会を代表する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に支障があるときは、支部長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。
3. 副支部長は定期的に支部長を含めた副支部長会を開催する。
4. 委員は委員会に出席し、会務を処理する。
5. 監査は本会の会計を監査し、委員会及び総会を報告するものとする。
6. 相談役は、本会の運営に関して支部長の諮問に答え、又は委員会に出席して意見を述べる事が出来る。

(役員の任期)

第10条 相談役を除く役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で、選任された役員の任期は、残任期の満了までとする。
- 3 役員の任期中に正当な理由なく2年以上役員会に出席なき場合は、その役を降板する事とする。

(支部総会)

第11条 支部総会は、定時総会および臨時支部総会とする。

- 2 定時総会は毎年7月に開催する。
- 3 臨時総会は委員会において必要と認めたときに開催する。
- 4 総会は支部長が招集し、その議長となる。
- 5 総会を招集するには、総会の日より2週間前までに支部会員に対して総会の日時、場所及び議題を通知しなければならない。
- 6 定時総会では前年度の事業報告、会計報告、会計監査報告を審議し、疑義がなければ承認するものとする。また役員の選任も併せてするものとする。
- 7 総会では会則の改正その他重要な事項を審議、決定するものとする。
- 8 総会の議決は出席会員の過半数を以てする。但し、会則の改正については出席会員の3分の2以上を必要とする。

(委員会)

第12条 委員会は支部長、副支部長及び委員により構成する。

- 2 委員会は支部長が招集し、その議長となる。
- 3 委員会は、総会に提出する議題、事業報告、会計報告、事業計画、事業予算案など重要事項を審議、決定する。
- 4 委員会の決議は、出席者の過半数をもってする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(付 則) 本会則は1997年7月17日より施行する。

一部改正 2001年7月21日
2003年7月13日
2014年7月26日
2016年7月24日
2025年7月19日

第7条(2) 副支部長4名→若干名に改正

第7条(5) 相談役→若干名と追記

第10条3 役員の任期中に正当な理由なく2年以上役員会
に出席なき場合は、その役を降板する事とす。と追記